

令和6年6月24日

保護者の皆様へ

紀の川市教育委員会教育長  
(公印省略)

### 市立小・中学校への留守番電話の導入について

紀の川市では、働き方改革の取組の一環として、教職員の長時間勤務を是正し、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち教育に携わることができるよう必要な環境を整えるため、市立小・中学校に留守番電話（録音機能はありません）を導入することといたしました。

今後におきましても、学校業務の効率化を図りながら、教職員がこれまで以上に児童生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の充実に努めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、本件の趣旨につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 運用開始日

令和6年7月1日（月曜日）

#### 2 留守番電話による応答時間

(1) 平日（学校課業日）	午後5時30分～翌朝の午前7時30分まで
(2) 土曜・日曜・祝日等 （学校休業日）	終日
(3) 長期休業期間中 （春季・夏季・冬季）	教職員の正規の勤務時間（8:15～16:45）を除く時間帯

- ・ 児童生徒の帰宅が完了した後、教職員の正規の勤務時間が過ぎれば、この時間より早く不在になることがあります。
- ・ 早朝出発の学校行事や土曜・日曜等学校休業日の部活動に係る連絡方法は別に対応いたします。

#### 3 その他

1. 留守番電話には録音機能はありません。上記の時間帯以外におかけ直してください。
2. 児童生徒の生命に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、次の機関へご連絡ください。
  - ・ 警察署 電話番号 110
  - ・ 児童相談所 電話番号 189
  - ・ 紀の川市役所 電話番号 0736-77-2511（代表）